

プレスリリース

平成20年10月30日
九州農政局

株式会社ヤマフが販売した馬肉の原産地の不適正表示に
対する措置について

消費者に販売された馬肉（生鮮畜産物）に、事実と異なる原産地を表示し販売した事業者に対し、下記のとおり措置を行いましたのでお知らせします。

1 概要

- (1) 株式会社ヤマフ（本社：佐賀県唐津市海岸通7182番地162。以下「ヤマフ」という。）は、株式会社ショクリュー（本社：大阪市中央区日本橋一丁目2番25号。以下「ショクリュー」という。）から、原産地の伝達及び表示がされずに納品された馬肉：商品名「馬刺し」を、原産地の確認を行うことなく、「熊本産」と表示し一般消費者へ販売していたことを確認しました。
- (2) このため、本日、ヤマフに対して、JAS法に基づく指示を行いました。

2 経過

- (1) 平成20年9月16日及び17日に、九州農政局佐賀農政事務所が、ヤマフが経営する直売店（佐賀県唐津市浜玉町浜崎1922。以下「直売店」という。）に対して生鮮食品の表示調査を実施したところ、①ヤマフは、ショクリューから仕入れた原産地の表示・伝達のない馬肉：商品名「馬刺し」の原産地に「熊本産」と事実と異なる表示を行い、販売していたこと、②A社（県域業者）が原産地「カナダ」と伝達されていた馬肉の原産地を表示・伝達せずにショクリューに販売していたことを確認しました。
- (2) このことから、九州農政局佐賀農政事務所は、平成20年9月18日から29日までの間、馬肉を販売したヤマフ及び直売店に対し調査を行いました。
- (3) この結果、平成19年3月17日から平成20年9月16日までの1年6ヶ月間、直売店においてヤマフ自らが表示実施者として販売した馬肉について、ショクリューに原産地を確認することなく、「カナダ産」を「熊本産」と表示し、約163kgを一般消費者へ販売していたことを確認しました。

3 措置

ヤマフが、馬肉の原産地を事実と異なる「熊本産」と表示を行ったことは、生鮮食品品質表示基準第4条第1項第2号に違反する不適正な表示であることから、JAS法第19条の14第1項の規定（別紙1参照）に基づく指示（別紙2参照）を行いました。

※ なお、本日、ショクリューに対しては、農林水産大臣が指示を行い、別紙3のとおりプレスリリースを行っております。

<貼付資料>

- 別紙1 (生鮮食品品質表示基準、JAS法条文)
別紙2 (ヤマフに対する指示の内容)
別紙3 (ショクリューに対するプレスリリース)
参考 (ヤマフの概要)

お問い合わせ先
九州農政局 消費・安全部 表示・規格課
担当者：佐藤、材木（ざいき）
代表：096-353-3561（内線4524,4522）
ダイヤルイン：096-353-7595,096-353-7593
FAX：096-359-0735
当資料のホームページ掲載 URL
<http://www.maff.go.jp/kyusyu/press/>